

1. 件名：日本原燃株式会社再処理施設における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失に係る面談（4）

2. 日時：令和4年8月23日（火）10時00分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 2階打合せスペース（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査グループ 核燃料施設等監視部門

伊藤（博）統括監視指導官、平野主任監視指導官、

奥山主任監視指導官、福永原子力運転検査官、赤石行政事務研修員

検査グループ 専門検査部門

館内上席原子力専門検査官

六ヶ所原子力規制事務所

松本事務所長、皆川原子力運転検査官、山神原子力運転検査官

日本原燃株式会社

再処理事業部 再処理工場 ガラス固化施設部長 他6名

5. 要旨

（1）原子力規制庁は、8月5日の面談を踏まえて日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）が整理した事故故障等の報告事象に係る原因と対策について確認した。

（2）これらの内容に対し、原子力規制庁より、設備対策と運用面の対策を一体として講ずるとしている再発防止対策について、以下の観点を含めて、現在の対策が必要十分か再整理することを伝えた。

- ・ 今回の誤操作の原因の一つがA系列の弁と誤認しやすい状況であったとされていることから、作業者が工事の対象となる系統を容易に識別できる工夫や意図しない設備の操作を防止するための措置（協力会社からの意見聴取含む）
- ・ また、指示が口頭とされていることから、作業要領書に基づく確実な工事の実施（口頭の指示による計画外作業の禁止等含む）、工事の管理体制の強化（ダブルチェックや原燃による監視の強化）、工事の実施における当直長の関与の強化
- ・ さらに、協力会社の作業要領書等で対象の弁が明確になっていなかった

- ことから、原燃に移管される前の設備・系統において受注者との間で取り交わされるこれらの設備等の管理のあり方
- ・安全冷却系の1系統運転時の安全冷却機能の喪失に係るリスクを踏まえた事前の検討が不十分であったことから、新規制基準の審査で得られた知見を活用した工事のリスク評価の実施、その評価結果を踏まえ、工事計画、手順書等に反映する事項
 - ・本件事象発生時に原因の特定に時間を要したことから、本件事象発生時の拡大防止に係る対策の考え方及びその具体的内容
- なお、再整理した結果を速やかに示すこと、その際、本件事象に係る安全上の影響を含めるよう伝えた。
- さらに、本件事象に対する是正措置はガラス固化建屋のみならず、他の建屋においても水平展開を確実に実施するよう求めた。

(3) 原燃から、本日の面談を踏まえ、対応するとの回答があった。

6. その他

資料

再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失に対する対策検討について

参考

再処理工場 高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失について（報告）

<https://www.nsr.go.jp/data/000398676.pdf>

令和4年8月5日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000400884.pdf>

令和4年8月16日の面談概要

<https://www2.nra.go.jp/data/000401481.pdf>